



発行人
社会保険労務士法人
ふくる
発行編集責任者
高橋寿夫

特集 副業・兼業 (Wワーク)

岩手県
最低賃金

952円

(発効日)
令和6年10月27日

基本は本人の自由であるが

場合により就労制限可能

(厚労省「副業・兼業ガイドライン」)

- ④ 自社の名誉や
 - ③ 社員の利益が害される場合
 - ② 業務上の秘密が漏洩する場合
 - ① 支障がある場合
- 労働者が労働時間以外の時間をどう利用するかは、基本的には労働者の自由であり、また、Wワークに就く際には、各企業においてそれを制限することが許されず、それは、例えば次の場合とされています。

信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為に該当することがある場合

労働時間は通算

時間外労働はどうなる

② 午前3時から午後4時の間に勤務する場合、時間外労働を考慮して見ましょう。Wワークをする本人は、両事業所の勤務時間を正しく届け出ていることを前提とします。

① 午後2時から勤務した場合、合計8時間に達するまでの1時間については増賃金の対象にはなりません。残りの1時間については、増賃金の対象となります。

③ 延長勤務した場合、増賃金の対象となります。

② 同日にB事業所で延長勤務した場合、増賃金の対象となります。

① 2時間延長して勤務した場合、A事業所からすれば5時間勤務となり、8時間以下であるため増賃金は必要はないと思われるかもしれませんが、そうではありません。休憩時間中の労働と同じ考え方をします。本人の1日所定労働時間はB事業所も含め7時間です。したがって、A事業所においての2時間の延長時間については、1時間の増賃金の対象となり、増賃金の対象となります。

社会保険

加入は各事業所にて行い

保険料は按分納付

原則的な社会保険の加入資格は、通常の労働者（フルタイムの正社員）の4分の3以上の労働時間がある者として認められます。週30時間以上の労働時間のある者が該当します。この範囲が最近では被保険者の範囲が順次拡大され、今年5月10月からは被保険者が50人以上いる事業所は

特例事業所と認定され、週20時間以上の勤務者についても被保険者となることになりました。これにより、これまで問題とならなかったWワークをして加入となる可能性が出てきました。複数事業所にて加入している者が、複数事業所にて加入した場合、社会保険料は加入している各事業所の合算した賃金額により決定され、各事業所は自分の賃金支給割合に応じて

健保や労災からの保険給付

各事業所の合計賃金で算定

Wワークをしている者が病気や怪我のため休業した場合、健保から受ける傷病手当金や労災からの休業（補償）給付の額は他の事業所（健保の場合には被保険者となっていない事業所）の賃金も含まれた合計した賃金額で計算されます。そうしますと労災の場合、他の事業所からは「うちには関係がないのに、うちの労災保険も使われるのか。メリット料率に影響し、今後保険料が高くなるのでは」という疑念が生じます。

雇用保険

従来通り
変更無し

雇用保険については1事業所のみにて、週労働時間が20時間以上の者について加入が認められ、複数事業所を合算しての加入は認められていません。但し、65才以上の者については複数事業所を合わせて20時間以上となる場合、加入出来るとする試行的特例があります。

年次有給休暇や休日

それぞれにて付与

Wワークのときの年次有給休暇や休日については、他社を考慮することなく、それぞれ別の事業所にて与えることとなります。